

PTA総合補償制度のご案内

PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険、生産物賠償責任保険、
個人情報漏えい保険、役員プロテクト保険、こども110番の家保険

早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人全国PTA連絡協議会は、PTA活動におけるコンプライアンスの側面はもちろん、時代に合ったスタイルやスマートな活動をPTA連合会や単位PTAの皆さまに提案しサポートしています。その一環として、当会ではPTAの皆さまが安心して活動をいただくための「PTA総合補償制度」をご案内しています。PTA活動で必要とされる補償をオプションで選んで利用できる形からさらに様々なニーズにお応えするため、今年度からは複数の保険会社の補償制度をご用意しました。単位PTAの大切な会費から拠出される補償制度は、より適切かつ有効であるべきと考えています。本制度を通じ皆さまが日々のPTA活動に安心して取り組んでいただけるようお役に立てれば幸いです。

制度の特長

- ✓ PTA連合会など上部団体への加入状況に関わらず、全国PTA連絡協議会に会員登録することで、幼小中高全てのPTAが加入できます。
- ✓ PTA活動にともなう賠償リスク、保護者や教職員などPTA会員の皆さまや園児、児童、生徒がPTA行事参加中に被ったケガや個人情報の漏えい、こども110番制度の補償、PTA役員様の補償などPTA活動をおこなう上での様々なリスクをパッケージで幅広く補償します。
- ✓ PTA賠償責任保険は全国PTA連絡協議会のスケールメリットを活かした商品です。
- ✓ 複数のプランをご用意しておりますので、各PTAのニーズや予算にあったプランをご選択いただけます。

保険期間 (ご契約期間)	2025年6月1日午前0時～2026年6月1日午後4時
申込締切日	2025年5月22日（木）
掛金お支払締切日	2025年5月27日（火）

補償内容・概要

1. PTA団体傷害保険

基本補償

PTAの管理下でPTA行事に参加している間の「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者（保険の対象となる方）がケガ（※1、※2）をした場合に保険金をお支払いします。

※1. ケガには有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含み、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※2. 熱中症は保険金お支払いの対象となりません。

被保険者

1. PTA会員（父母会員および教師会員をいいます）
2. PTAの属する学校・保育所に在籍する園児・児童・生徒
3. PTA会員の同居の親族
4. PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている方※PTA行事に参加するボランティア等

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が日本国内において次に掲げる間に被ったケガに対して保険金をお支払いします。

- PTAの管理下においてPTA行事に参加している間
- PTA行事に参加するためにPTAが指定する集合、解散場所と自宅との通常の経路の往復中等

（注）補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、後方ページの「お支払いする保険金」および「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

2. PTA賠償責任保険 PTA管理者に対する賠償責任

基本補償

日本国内においてPTA活動遂行中に発生した下記「保険金をお支払いする主な場合」の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金が支払われます。

被保険者

- PTA

保険金をお支払いする主な場合

- PTA活動遂行中に他人の身体に障害を与えた場合、または他人の財物を損壊した場合
- PTAが学校等第三者から借用したスポーツ用具や教育資材等（受託物）をPTA会員や生徒が壊したり、盗まれたりした場合

3. PTA賠償責任保険 園児・児童・生徒に対する賠償責任

オプション

被保険者

1. PTAの園児・児童・生徒
2. PTAの園児・児童・生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって園児・児童・生徒を監督する方（園児・児童・生徒の親族に限ります）

保険金をお支払いする主な場合

- PTAの園児・児童・生徒が日本国内において偶然な事故により他人の身体に障害を与え、または他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金が支払われます。

4. 生産物賠償責任保険

オプション

被保険者

- PTA

保険金をお支払いする主な場合

- 日本国内において、PTA活動で製造・販売・提供した飲食物に起因して保険期間中に他人の身体・生命を害したことにより被保険者であるPTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

5. 個人情報漏えい保険

オプション

PTAの皆様が個人情報の適正な入手・管理を行っていたにも関わらず、紛失や悪意のある第三者によるサイバー攻撃などを含め、さまざまな要因により発生した個人情報漏えい事故による損害を補償します。

保険の特長

- ✓ PTA会員名簿の紛失、メールの誤送信など突然の情報漏えいリスクに対応します。
- ✓ 情報漏えいが発生した時の事故原因調査・データ復旧等の各種対応費用や損害賠償金も補償します。
- ✓ サイバーリスクへの対策として、「補償」にとどまらず「未然防止」、「影響低減・回復支援」機能のサービスを提供しています。

被保険者

- PTA

保険金をお支払いする主な場合

- 他人の情報漏えいまたはそのおそれ

対象となる損害

賠償責任	・ 損害賠償金 ・ 争訟費用（弁護士報酬、訴訟費用） ・ 権利保全行使費用（他人に求償する場合の費用等） ・ 訴訟対応費用（訴訟時の書類作成等の費用） ・ 協力費用
費用損害	・ 事故対応費用（コールセンター会社への委託費用等） ・ 法律相談費用 ・ 事故原因・被害範囲調査費用 ・ コンサルティング費用 ・ 広告宣伝活動費用（謝罪のための社告・会見等の費用） ・ 見舞金・見舞品購入費用

6. 役員プロテクト保険

オプション

被保険者が、不当行為による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことを原因事故とする紛争により、被保険者が被った損害について、弁護士費用等保険金または法律相談費用保険金をお支払いします。

日常生活のケガや交通事故など、偶然な事故により死亡または所定の後遺障害が発生した場合に補償します。

被保険者

- PTAの役員
- PTA役員の配偶者（傷害死亡・後遺障害保険金は対象外）
- PTA役員またはその配偶者の同居の親族（傷害死亡・後遺障害保険金は対象外）
- PTA役員またはその配偶者の別居の未婚の子（傷害死亡・後遺障害保険金は対象外）

保険金をお支払いする主な場合

- 急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。
- 日本国内における被害事故に関する紛争または人格権侵害に関する紛争により弁護士費用等、法律相談費用を負担した場合に保険金をお支払いします。

(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、後方ページの「お支払いする保険金」および「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

お支払いする保険金

傷害死亡・ 後遺障害	・ 傷害死亡・後遺障害保険金
弁護士費用	・ 弁護士費用等保険金 ・ 法律相談費用保険金

7. こども110番の家保険

オプション

平成9年に神戸市で起きた児童殺害事件等をきっかけとして、誘拐等の事件の被害からこどもを守るために、被害にあいそうになったこどもが避難する場所を設ける制度が各地で創設されています。

この制度では協力者の住宅や店舗を「こども110番の家」(※)と称しています。

全国PTA連絡協議会では、上記制度を既に導入されているかまたはこれから制度化される予定のPTA団体などの運営者が協力者に対し、協力活動中に万一被害を受けられた場合のお見舞金の支給に備えるための災害等補償費用保険(「こども110番の家」用)をご用意しております。

※避難場所の呼称は、「こども110番の家」「こどもの駆け込み寺」「ピーポー君の家」等、地域によって異なります。ここでは「こども110番の家」と総称します。

保険の特長

- ✓ 「こども110番の家」の協力者等が、協力活動に起因して被った被害に対して、PTA団体等があらかじめ約定した内容にもとづき協力者等に対して支給する見舞金を保険金としてお支払いします。
- ✓ 被保険者である補償制度の実施主体と協力者等の間に、災害発生時の見舞金支給についての約定を取り交わす必要があります。

被保険者

- PTA

保険金をお支払いする主な場合

- 「こども110番の家」の協力者等が、協力活動に起因して被った被害に対して、PTAがあらかじめ約定した内容にもとづき協力者等に対して支給する見舞金を、保険金としてお支払いします。

保険金お支払いの流れ

災害等補償費用保険
(「こども110番の家」用)

約定にもとづく見舞金の支給



(注1) 被保険者が見舞金支給対象者に見舞金を支給した場合、被保険者に対して保険金をお支払いいたします。

(注2) 保険金のご請求に際しては、引受保険会社所定の書類を提出いただきます。

ご契約プランと保険料（一時払）

1. PTA団体傷害保険

（正式名称：PTA団体傷害保険特約（Bセット傷害保険）

★選べる3プラン

基本補償

プラン	保険金額		保険料
A ワイドプラン	死亡・後遺障害保険金	400万円	PTA会員1世帯あたり 146円
	入院保険金日額	3,000円	
	通院保険金日額	2,000円	
	手術保険金	入院中 30,000円 入院以外 15,000円	
B スタンダードプラン	死亡・後遺障害保険金	200万円	PTA会員1世帯あたり 82円
	入院保険金日額	2,000円	
	通院保険金日額	1,000円	
	手術保険金	入院中 20,000円 入院以外 10,000円	
C スマートプラン	死亡・後遺障害保険金	120万円	PTA会員1世帯あたり 61円
	入院保険金日額	1,700円	
	通院保険金日額	1,000円	
	手術保険金	入院中 17,000円 入院以外 8,500円	

2. PTA賠償責任保険 PTA管理者に対する賠償責任（PTA管理者賠償）

基本補償

補償項目	保険金額		自己負担額	保険料
身体賠償	1名あたり	5,000万円	1事故につき 1,000円	PTA会員の 園児・児童・生徒 1名あたり 8円
	1事故あたり	3億円		
財物賠償	1事故あたり	500万円	1事故につき 5,000円	
受託物賠償	1名あたり	10万円		
	1事故・期間中	1,000万円		

3. PTA賠償責任保険 園児・児童・生徒に対する賠償責任（生徒賠償）

オプション

補償項目	保険金額		自己負担額	保険料
生徒賠償	1事故あたり	1,000万円	なし	PTA会員の 園児・児童・生徒 1名あたり 160円

ご契約プランと保険料（一時払）

4. 生産物賠償責任保険

オプション

補償項目	保険金額		自己負担額	保険料
身体財物共通	1事故・期間中	1億円	0円	売上1万円あたり 6円

5. 個人情報漏えい保険

（正式名称：サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険）

オプション

補償項目	支払限度額	保険料
賠償損害	5,000万円	PTA会員の 園児・児童・生徒 1名あたり 30円
費用損害	3,000万円	
見舞金購入費用 （1名あたり）	1,000円	

6. 役員プロテクト保険

（正式名称：傷害補償（MS&AD型）特約・

弁護士費用（人格権侵害型）特約セット団体総合生活補償保険）

オプション

補償項目	保険金額		保険料
弁護士費用等保険金 （法律相談費用保険金）	1事故につき	300万円 （10万円）	1名あたり 2,650円
傷害死亡・後遺障害保険金		10万円	

7. こども110番の家保険

（正式名称：災害等補償費用保険（「こども110番の家」用））

オプション

補償項目	支払限度額	保険料
死亡・後遺障害見舞費用	500万円	登録件数1件あたり 80円
入院見舞費用	5万円	
通院見舞費用	1万円	
財物損壊見舞費用	3万円	

8. 制度運営費

必須

本制度運営にかかる諸経費として	1 契約当たり	500円
-----------------	---------	------

ご契約例

内容		選択プラン	保険料算出基礎数字	保険料
1. PTA団体傷害	●	スタンダード 82円	世帯数：420世帯	34,440円
2. PTA賠償 PTA管理者賠償	●	8円	児童・生徒数：500名	4,000円
3. PTA賠償 生徒賠償	●	160円		80,000円
4. 生産物賠償	×	-	-	-
5. 個人情報漏えい	●	30円	児童・生徒数：500名	15,000円
6. 役員プロテクト	×	-	-	-
7. こども110番	×	-	-	-
8. 制度運営費	必須 ●	-	-	500円
			掛金※	133,940円

※掛金には制度運営費および保険料が含まれております。

ご契約の際にご確認ください

このパンフレットは「PTA団体傷害保険（PTA団体傷害保険特約（B）セット傷害保険）」「PTA賠償責任保険」「生産物賠償責任保険」「サイバーセキュリティ保険（個人情報漏えい保険）」「災害等補償費用保険（「こども110番の家」用）」「役員プロテクト保険（傷害補償（MS&AD型）特約・弁護士費用（人格権侵害型）特約セット団体総合生活補償保険）」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

- 取扱代理店は、保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

万が一、事故が発生した場合

- ・ 万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・ この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

<示談にあたって>

- ・ PTA賠償責任保険、生産物賠償責任保険には、保険契約者または被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

事故時のご連絡先

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024

24時間・365日受付

- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

この補償制度についてのお問合わせ先

【保険契約者】一般社団法人全国PTA連絡協議会

〒114-0024 東京都北区西ヶ原1丁目27番3号 古河ガーデン105

【取扱代理店】楽天インシュアランスプランニング株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天クリムゾンハウス青山

E-mail : hoken-qa@mail.rakuten.com

【共同募集代理店】株式会社PTA Japan

〒158-0084 東京都世田谷区東玉川2丁目38番9号

E-mail : infopj@ptajapan.co.jp

【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第三部営業第一課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19

お支払いする保険金

1. PTA団体傷害保険（PTA団体傷害保険特約（B）セット傷害保険）

（１）死亡保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。

（２）後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、死亡・後遺障害保険金額の４％～１００％をお支払いします。

※後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

（３）入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に入院した場合に、入院保険金日額に入院の日数を乗じた額をお支払いします。

※入院日数は、１事故につき１８０日が限度となります。

（４）手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に約款所定の手術を受けたときに、以下の金額をお支払いします。

①入院中に受けた手術：入院保険金日額の１０倍

②上記以外の手術：入院保険金日額の５倍

※１事故につき１回の手術に限ります。なお、①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を１回受けたものとします。

（５）通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に通院（往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます）をした場合に、通院保険金日額に通院の日数を乗じた額をお支払いします。

※通院日数は、１事故につき、９０日が限度となります。

2. PTA賠償責任保険（管理者賠償責任補償条項）

被保険者（補償の対象となる方）であるPTAの管理下における次のいずれかに該当する事由について、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

①PTAが企画・立案し、主催する学習活動および実践活動（PTA活動）の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊（滅失、損傷もしくは汚損をいいます）

②PTA活動にあたって第三者からスポーツ用具、各種教育資材を借り受け、PTAの管理下で使用、管理している間に、PTAの構成員であるPTA会員または児童もしくは生徒がスポーツ用具等の借用物（保管物）を損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたこと。

お支払いする保険金

3. PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任補償条項）

PTAの管理下、管理下外を問わず日本国内において、PTAの児童または生徒の行為に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※児童・生徒賠償責任補償条項の被保険者は、次のいずれかの方（責任無能力者を含みません）となります。

ア. PTAの児童または生徒

イ. PTAの児童または生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者

4. 生産物賠償責任保険

日本国内において、PTA活動で製造・販売・提供した飲食物に起因する事故により、発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

5. 個人情報漏えい保険（正式名称：サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険）

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合につきましては、サイバーセキュリティ保険パンフレットをご参照ください。

6. 役員プロテクト保険

（正式名称：傷害補償（MS&AD型）特約・弁護士費用（人格権侵害型）特約セット団体総合生活補償保険）

（1）傷害死亡保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・傷害後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・傷害後遺障害保険金額

からその額を差し引いてお支払いします。

（2）傷害後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の傷害後遺障害が発生した場合に、傷害死亡・傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

※傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、合算して傷害死亡・傷害後遺障害保険金額が限度となります。

（3）弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金

日本国内における被害事故に関する紛争または人格権侵害に関する紛争により弁護士費用等、法律相談費用を負担した場合

お支払いする保険金

7. こども110番の家保険（正式名称：災害等補償費用保険（「こども110番の家」用））

以下の事由が生じた場合に、「こども110番の家」にかかる見舞金支給規定に従って、協力者等に見舞金を支払うことによって、被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。

「こども110番の家」にかかる協力活動に起因して、次のいずれかに該当した場合。

①協力者または見舞金支給対象者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。

②協力者または見舞金支給対象者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。

③協力者または見舞金支給対象者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて180日以内に入院した場合。

④協力者または見舞金支給対象者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて180日以内に通院した場合。

⑤登録建物（※）または登録建物内収容動産が損害を被った場合。

※協力者が所有、使用または管理する住宅または店舗等で、地方自治体等に住所を登録し、「こども110番の家」のステッカーを貼付している建物をいいます。

（1）死亡見舞費用保険金

協力活動に起因して、被保険者が見舞金を支給する場合において、死亡した見舞金支給対象者1名につき、見舞金支給規定で定められた金額をお支払いします。

（2）後遺障害見舞費用保険金

協力活動に起因して、被保険者が見舞金を支給する場合において、後遺障害を被った見舞金支給対象者1名につき、見舞金支給規定で定められた金額をお支払いします。

（3）入院見舞費用保険金

協力活動に起因して、被保険者が見舞金を支給する場合において、入院した見舞金支給対象者1名につき、見舞金支給規定で定められた金額をお支払いします。

（4）通院見舞費用保険金

協力活動に起因して、被保険者が見舞金を支給する場合において、通院した見舞金支給対象者1名につき、見舞金支給規定で定められた金額をお支払いします。

（5）財物損壊見舞費用保険金

協力活動に起因して、被保険者が見舞金を支給する場合において、損害を被った登録建物または登録建物内収容動産1軒につき、見舞金支給規定で定められた金額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

1. PTA団体傷害保険

- 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。
 - ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ・ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ・ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
 - ・ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*)
 - ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ・ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等その他これらに類する危険な運動を行っている間の事故によって被ったケガ
- 頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものについては、保険金をお支払いできません。
- 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒については、保険金をお支払いできません。
- (*) テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象になります。

など

2. 3. PTA賠償責任保険

《共通》

- ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(被保険者が使用または管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物の損壊、紛失、盗取を除きます)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ・ 液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます

など

保険金をお支払いできない主な場合

2. PTA賠償責任保険（管理者賠償責任補償条項）

- ・被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する損害賠償責任
- ・自動車または車両（原動力が専ら人力であるものを除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任
- ・被保険者が借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する損害賠償責任
- ・PTA活動の終了後にPTA活動以外の活動に起因する損害賠償責任

など

3. PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任補償条項）

- ・被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ・自動車、航空機、船舶もしくは車両（原動力が専ら人力であるものを除きます）または銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

など

4. 生産物賠償責任保険

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ・液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ・直接であると間接であるとを問わず、石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）

保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害賠償責任
 - ・次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。）について負担する損害賠償責任①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
 - ・故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
 - ・仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
 - ・完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。以下同様とします。）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任・製造・加工品（注）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任
 - ・次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任①医薬品等 ②農薬取締法第2条（定義）に規定する農薬 ③食品衛生法第4条に規定する食品
 - ・LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任
- （注）次の財物をいいます。①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 ②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物

など

5. 個人情報漏えい保険（正式名称：サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険）

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合につきましては、サイバーセキュリティ保険パンフレットをご参照ください。

6-1. 役員プロテクト保険（正式名称：傷害補償（MS&AD型）特約セット団体総合生活補償保険）

次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波

※テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

など

保険金をお支払いできない主な場合

6-2. 役員プロテクト保険

(正式名称：弁護士費用（人格権侵害型）特約セット団体総合生活補償保険)

次のいずれかによって発生した紛争に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、自殺行為については、この保険契約で支払対象となる紛争の原因事故による精神的苦痛によって自殺し、かつ、その原因事故の発生時期等この保険契約の支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。
- ・ 被保険者相互間の事故
- ・ 被保険者または賠償義務者の自動車等の所有、使用または管理に起因して発生した被害に関する事故
- ・ 被保険者の業務遂行に直接起因する事故および職場におけるいじめまたは嫌がらせによる精神的苦痛に関する事故

など

(法律相談費用保険金のみ)

- ・ 売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、斡旋、仲介など
- ・ 日照権、騒音、悪臭等、財物の損壊または盗取を伴わない事由

など

7. こども110番の家保険 (正式名称：災害等補償費用保険 (「こども110番の家」用))

「こども110番の家」にかかる協力活動に起因して、次のいずれかに該当した場合。

- ①協力者または見舞金支給対象者の故意（ただし、犯罪者の急迫不正の侵害に対して、防衛行為を行った場合を除きます。）
- ②協力者または見舞金支給対象者の自殺行為、犯罪行為、または闘争行為（ただし、犯罪者の急迫不正の侵害に対して、防衛行為を行った場合を除きます。）
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥上記③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

など